

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3 排出量削減のための企業間連携による省CO2 設備投資促進事業)

公募要領

令和7年10月2日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

一般社団法人地域循環共生社会連携協会（以下「協会」という。）では、環境省から令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（Scope3 排出量削減のための企業間連携による省CO2 設備投資促進事業）（以下「補助事業」という。）の交付決定を受け、「Scope3 排出量削減のための企業間連携による省CO2 設備投資促進事業」に対する補助金を交付する事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（Scope3 排出量削減のための企業間連携による省CO2 設備投資促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

## 補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられた方におかれましては、以下の点につきまして充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消し、交付決定の取消し、補助金の納付の取消し等の措置をとることがあります。また、支払い済の補助金のうち取消し対象となった額を返還していただくこととなります。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前（交付決定日前）において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、事業実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取消し対象となった額を返還していただくこととなります。
- 6 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7 補助金の応募ができる者は、別添3に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

- 8 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。適正化法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この補助金の交付規程、Scope3 排出量削減のための企業間連携による省CO2 設備投資促進事業実施要領（令和7年4月11日付環政計発第2504114号）に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省または協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消し（交付規程第14条）の措置をとることもありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。
- 9 事業の実施により、温室効果ガス削減等の環境保全効果が確実に得られることが必要です。このため、申請においては、事業の具体的計画内容及び算出過程を含む環境保全効果の根拠、考え方を明示していただきます。
- 10 補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間については大臣又は大臣の指定する者に対する事業報告書（環境保全効果の実績把握等）の提出や補助事業で取得した財産である旨の表示等の適正な財産管理を行い、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 11 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- 12 これらの義務が十分果たされないときは、環境省または協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消しすることもあります。

## 目次

I. 事業の目的と性格.....	5
II. 全体スキーム.....	8
III. 補助対象となる事業.....	9
IV. 事業スケジュール.....	20
V. 補助対象経費.....	23
VI. 補助対象事業の選定方法.....	25
VII. 応募に当たっての留意事項.....	26
VIII. 応募申請方法等.....	30
IX. その他留意事項等.....	35
<b>別表第1</b> .....	<b>37</b>
<b>別表第2</b> .....	<b>40</b>
<b>別添1</b> 事業参画者の詳細要件.....	<b>41</b>
<b>別添2</b> CO2 排出量、CO2 削減量の考え方.....	<b>43</b>
<b>別添3</b> 暴力団排除に関する誓約事項.....	<b>45</b>
<b>別添4</b> 個人情報のお取り扱いについて.....	<b>46</b>

## I. 事業の目的と性格

我が国の地球温暖化対策推進法に基づく総合計画である「地球温暖化対策計画」が改定（令和7年2月閣議決定）され、また同日、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に対し、日本は、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を提出しました。改定された地球温暖化対策計画では、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けており、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進しています。

本事業では、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では自社以外の取引先等におけるCO<sub>2</sub>排出量（Scope3）の削減の重要度が増していることから、バリューチェーンを構成する複数の中小企業等と連携して、Scope3の排出量削減に資する省CO<sub>2</sub>設備投資を促進することで、バリューチェーン全体のCO<sub>2</sub>排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図ることを目的とします。

代表企業がバリューチェーンを構成する複数の連携企業と連携してScope3の排出量削減に資する省CO<sub>2</sub>設備投資（現在の設備に対して30%以上の省CO<sub>2</sub>効果が見込める設備の導入<sup>※1</sup>）を支援します。

なお、Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO<sub>2</sub>設備投資促進から得られた情報は、環境省がCO<sub>2</sub>削減対策の把握や普及広報などにも活用していく予定です。また、採択者の事業概要、排出量および削減量等の情報を、原則として環境省が公表する予定です。

※1 省CO<sub>2</sub>効果が見込める設備の導入とは

補助金交付の対象となる設備の導入は、現在の設備構成における年間CO<sub>2</sub>排出量と比較して、30%以上のCO<sub>2</sub>排出量を削減<sup>※2</sup>する目的で行う既存設備の更新やシステムシステムの更新<sup>※3</sup>です。

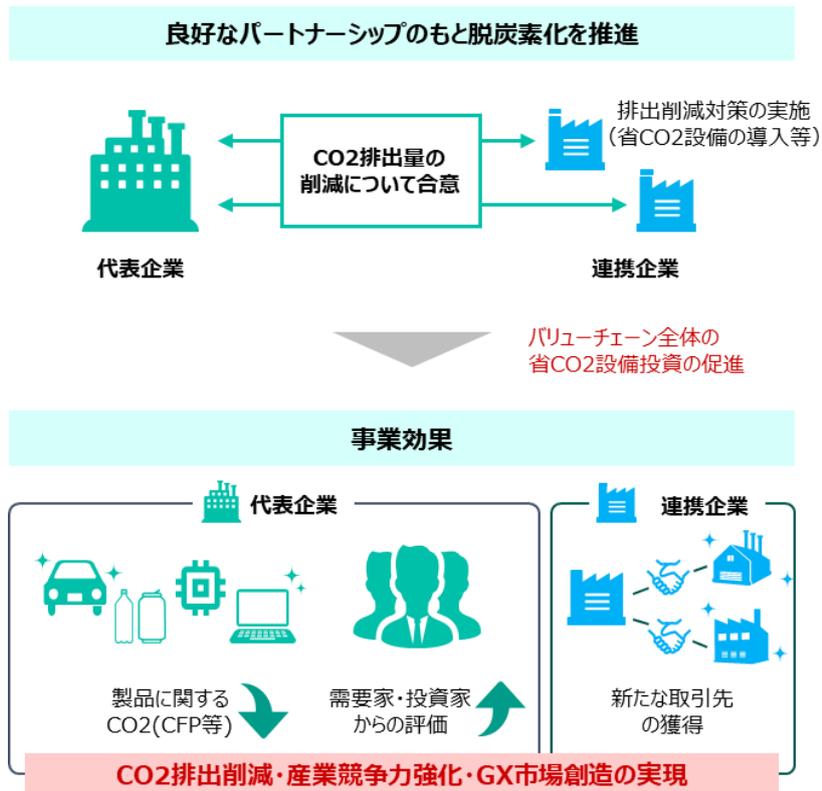
※2 CO<sub>2</sub>削減の主な対策としては、下記①～④及びそれらの組み合わせが考えられます。

- ①高効率設備機器・システムへの更新
- ②電化・燃料転換
- ③廃エネルギー利用
- ④再生可能エネルギー導入（太陽光発電設備は補助対象外）

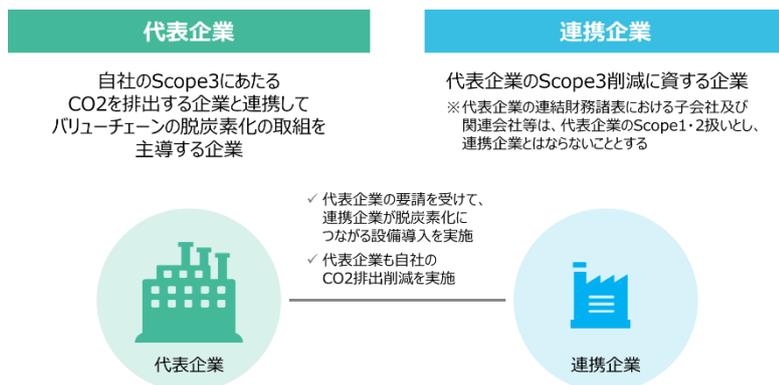
※3 システムシステムの更新とは、当該システムシステムの既存の構成機器の機能やエネルギー共有の全部又は一部を、異種の機器やエネルギーに置き換えたシステムシステムとするものです。

設備とシステムを総称して以下「設備」という。

## 1. 事業イメージ



## 2. 事業参画者



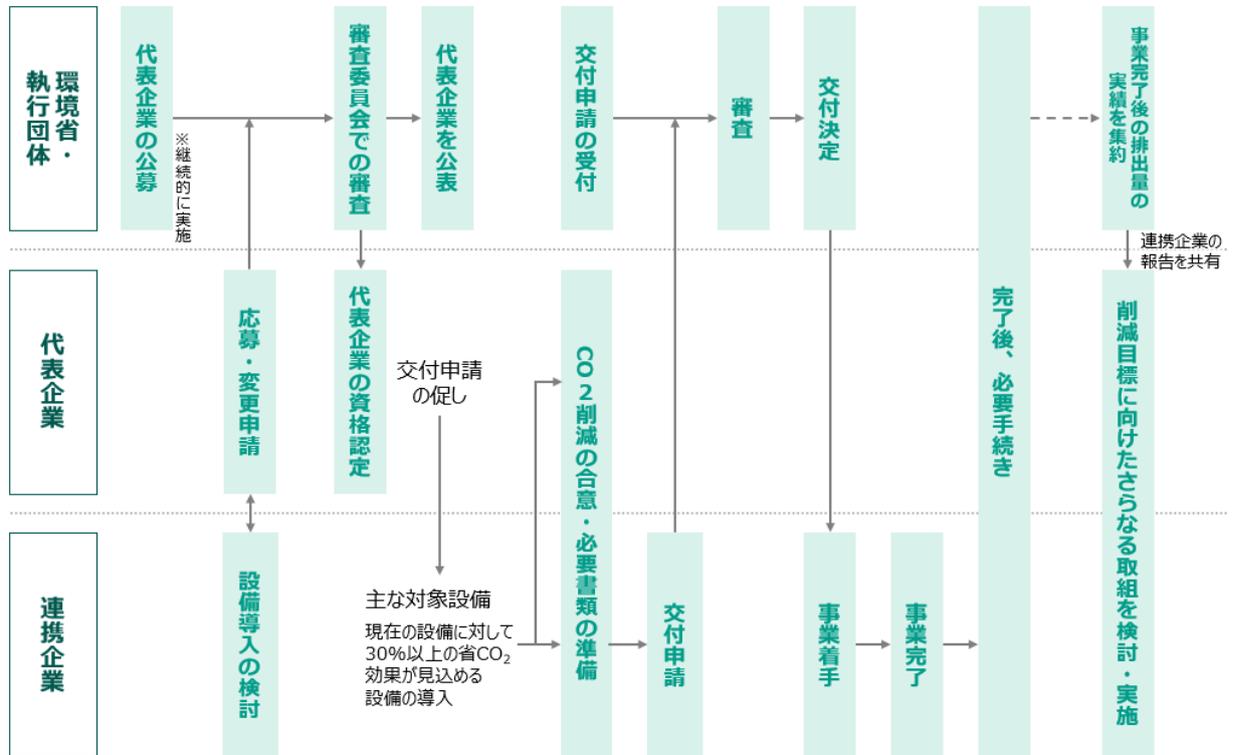
### 3. 支援対象となる Scope3 カテゴリー

支援対象とする Scope3 のカテゴリーは、応募が想定される関係性を考慮し、代表企業からみて「購入した製品・サービス」、「輸送、配送（上流）」、「事業活動から出る廃棄物」「輸送、配送（下流）」及び「販売した製品の廃棄」の Scope3 カテゴリーに位置する事業者を連携企業とします。

#### 支援対象となるScope3カテゴリー

1	購入した製品・サービス	応募可能
2	資本財	×
3	Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	×
4	輸送、配送（上流）	応募可能
5	事業活動から出る廃棄物	応募可能
6	出張	×
7	雇用者の通勤	×
8	リース資産（上流）	×
9	輸送、配送（下流）	応募可能
10	販売した製品の加工	×
11	販売した製品の使用	×
12	販売した製品の廃棄	応募可能
13	リース資産（下流）	×
14	フランチャイズ	×
15	投資	×

## II. 全体スキーム



### Ⅲ. 補助対象となる事業

本補助事業の対象は、1. に適合し、また2. の事業に関する事項に定める要件等を満たす事業とします。

#### 1. 対象事業の基本的要件

- (1) 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有する事業であること。
- (2) 申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されている事業であること。
- (3) 別添3に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (4) 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同第2号に掲げる資金を含む。）を受けていない事業であること。
- (5) 直近2期の決算において連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続マイナス）がなく適切な管理体制及び経理処理能力を有すること。

#### 2. 事業に関する事項

##### (1) 対象事業の要件

代表企業がバリューチェーンを構成する複数の連携企業と連携して Scope3 の排出量削減に資する省 CO2 設備投資（現在の設備に対して 30%以上の省 CO2 効果が見込める設備の導入）を促進する事業であって、以下に示す要件をすべて満たすものとする。

##### ア 事業参画者

企業の排出量等の状況に応じて、本事業に参画する代表企業と連携企業の要件は下表のとおりとする。

企業の状況	代表企業（応募申請者）となるための要件	補助事業を実施（交付申請者）するための要件	
		代表企業として実施	連携企業として実施
<b>基本要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2者以上の連携企業とCO2排出削減の合意を締結する予定であること</li> <li>・ GX率先実行宣言を行っていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2者以上の連携企業が当該年度の交付決定を受けていること</li> <li>・ 直近2期で連続の債務超過がないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表企業とCO2排出削減の合意を締結していること</li> <li>・ 直近2期で連続の債務超過がないこと</li> </ul>
<b>① GXリーグに参画している場合</b>	追加要件は無し		追加要件は無し
<b>② GXリーグに参画していない場合でCO2排出量が20万t以上</b>	※要件の(i)～(iii)を満たすこと		※要件の(i)～(iii)を満たす場合
<b>③ GXリーグに参画していない場合でCO2排出量が20万t未満または中小企業の場合</b>	※要件の(iii)を満たすこと		※要件の(iv)を満たすこと
<b>共通要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること</li> <li>・ 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ、職場環境の整理）を進めること</li> </ul>		

##### ※ GXリーグに参加していない場合の要件

- (i) 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO2排出削減目標を設定し、公表する。また、令和7年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表する。  
 (注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。
- (ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO2排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表する。
- (iii) 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進する。
- (iv) 温室効果ガスの排出削減のための取組を実施する。（例：自社の二酸化炭素排出削減目標の策定、自社の省エネ/再エネ目標の策定）

なお、事業参画者の詳細要件については別添1を参照のこと。

#### イ 応募申請者

代表企業が応募申請すること。

また、応募申請時の【別紙1-3 企業間連携の概要】は原則として採択後に環境省が公表する予定です。

#### (2) 交付申請者の要件

ア 補助事業の交付申請ができる者は以下のいずれかの者であること。

- ①民間企業
- ②独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③地方独立行政法人法（平成十五年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ⑤社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ⑥医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ⑨その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て協会が適当と認める者
- ⑩地方公共団体（①から⑨のいずれかとの共同申請者であって、①から⑨のいずれかと建物を共同所有する場合に限る。）

イ ア①の民間企業について、補助金の交付の対象となるのは、交付申請者が交付申請日までに、上記（1）ア表中「補助事業を実施（交付申請者）するための要件」に関する取組の実施について表明する場合に限る。

なお、以下の事業場は申請できない。

- ・風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業場
- ・旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業場であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業場

ウ 申請者の条件と申請形態（単独申請、共同申請、連名申請）

申請者は、補助事業を行う工場・事業場及び補助対象設備の所有者である必要がある（単独申請）。

工場・事業場の所有者<sup>※1</sup>と、補助対象設備の所有者が異なる場合は、両者が共同申請をする必要があります。その場合、補助対象設備の所有者が代表事業者、工場・事業場の所有者は共同事業者となる。なお、共同事業者は原則3者以内<sup>※2</sup>とする。

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、交付申請者は上記ア、イに該当することが必要となる（共同申請）。

代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

原則、代表事業者は1者です。但し、例えば、近隣の複数事業所が連携して、2者が同時に省CO2型システムへの改修を導入し、または、既存システムへの設備追加により、省CO2化を加速する事業の場合、2者を設備所有者となる代表事業者として認めます（連名申請）。また、工場・事業場の所有者による事業とリース事業またはESCO事業を同時に行う場合等でも連名申請<sup>※3</sup>が可能である。

これらの場合において、それぞれの事業者は補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとし、いずれかの事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても共同で申請した者がその責を負う場合がある。

※1 工場・事業場の所有者とは、土地の所有者ではなく、建物・構造物の所有者を指す。

※2 共同事業者が4者以上となるケースについては、事前に協会に相談する。

※3 代表事業者2者による連名申請となるケースについては、事前に協会に相談する。

なお、代表事業者及び共同事業者の役割は以下のとおり。

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の交付申請書類の申請者となるほか、補助事業として交付決定された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行う。代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として交付決定された後は変更することができない。

リース事業者またはESCO事業者を利用する場合は、原則として、リー

ス事業者または ESCO 事業者を代表事業者とし、設備等を使用する上記ア、イに該当する事業者を共同事業者とする。本補助金の交付申請等の手続きは、設備の所有者であるリース事業者または ESCO 事業者が行う。

また、1つのリース事業者または ESCO 事業者が複数の連携企業等のリース事業または ESCO 事業を行うことは可能である。

なお、リース料または ESCO サービス料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とする。

### (3) 代表企業が補助事業を実施する場合の要件

ア 代表企業は2者以上の連携企業が交付決定を受けている場合に本事業の交付申請が可能である。

イ アを満たす場合は、代表企業の子会社等が補助事業を実施することも可能である。

その場合は、代表企業グループ全体での補助上限を15億円とする。

### (4) 交付申請の単位や削減率の考え方

補助事業の交付申請は、補助金を受ける事業者が行い、協会は申請内容に関する確認や補助金手続きも補助金を受ける事業者に対して行う。

ア 交付申請は排出削減事業所（補助事業を行う工場・事業場）単位で行う。

工場、事業場の定義及び単位の考え方については、以下の通りです。

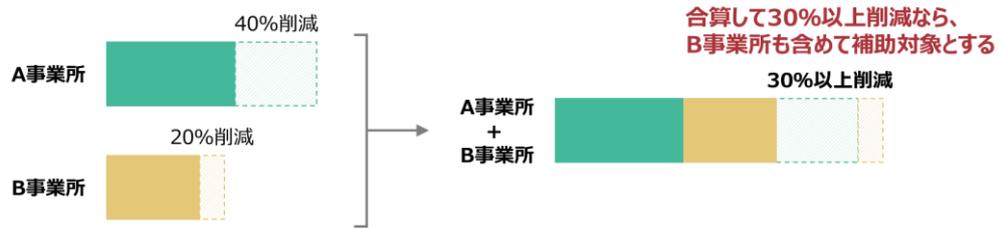
工場	継続的に一定の業務として物の製造または加工(修理を含む)の事業のために使用される事業所。
事業場	上記以外の事業のために使用される事業所

イ 補助対象設備は、現在の設備構成における CO2 排出量と比較して、事業者単位で30%以上の CO2 排出削減ができる設備の導入とする。（同一事業者の A 事業所・B 事業所の排出量・削減量を合算して削減率を算出、**ただし1つの事業所では最低限15%以上は削減すること。**）

ウ A 事業所（単体で30%以上の削減率）を先に交付申請した後に、B 事業所（単体で20%の削減率、A 事業所との合算では30%以上を満たす。）を交付申請することは可能。（ただし、CO2 排出削減率30%を超えていない B 事業所を先に交付申請することは不可）

エ A 事業所での事業が中止になった場合は、単体で削減率要件を満たせない B 事業所も交付決定を取り消す（事業完了済であれば補助金返還を求める。）場合がある。

同じ事業者が持つ複数の排出削減事業所のCO2削減量は合算して算出



- オ 同一排出削減事業所内において、例として令和7年度—令和8年度のボイラー工事と令和8年度—令和9年度の空調工事を一体的な事業として、令和7年度に3カ年事業の交付申請を行うことは可能（ただし、各工事を合算した削減率が30%以上を満たしていることが必要。）。
  - カ 複数年度事業の場合、各年度の交付決定額は変更不可であるが、工事工程の変更は可とする。
  - キ 複数年度事業の場合、次年度予定の工事が中止となった場合は、事業全体の廃止として交付決定を取り消す（事業完了済の部分は補助金返還を求める。）場合がある。
  - ク 令和7年度に本事業を行ったA事業所にて、令和8年度も新規工事を行いたい場合は、CO2 排出削減計画を変更する必要がある、変更内容を代表企業と合意すれば令和8年度も工事は可能（ただし、令和8年度工事単独で削減率要件の30%を満たしている必要がある。）。
- ※ただし、令和7年度に交付決定済の排出削減事業所にて、同一年度に新規工事を追加する変更交付申請は不可とする。
- ※なお、令和8年度事業においては、本予算事業に係る令和8年度予算が成立されることが前提である。

年度を跨いだ工事を1つの事業で申請可能



単年計画から追加で翌年度も工事を行うことは可能

※追加時、CO2排出削減計画の変更について合意が必要

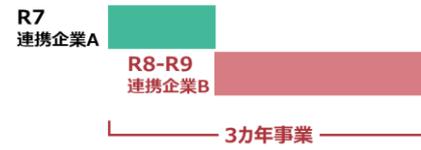


- ケ 連携企業Aは令和7年度に単年度で事業実施および完了、連携企業Bは令和9年度に単年度で事業実施および完了でも補助対象（ただし、連携企業Bが中止した場合は、事業完了済の連携企業Aも補助金返還を求める場合がある。）。
- コ 連携企業Aは令和7年度に単年度で事業実施および完了、連携企業Bは令和8年度—令和9年度の2カ年で事業実施および完了の場合も補助対象（ただし、連携企業Bが中止した場合は、事業完了済の連携企業Aも補助金返還を求める場合がある。）。

■ 事業を実施しない年度がある応募申請例



■ 単年度事業と複数年度事業の応募申請例



なお、CO<sub>2</sub> 排出量、CO<sub>2</sub> 削減量の考え方については別添 2 を参照のこと。

(5) 補助金の交付額

令和7年度予算目安額 約20億円

令和8年度予算目安額 約20億円

令和9年度予算目安額 約10億円

(※3年間で総額 約50億円の国庫債務負担)

補助対象経費の次の割合を補助します。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

補助率 中小企業 2分の1

中小企業以外<sup>※1</sup> 3分の1

(「GX 率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は2分の1とする。<sup>※2</sup>)

※1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当しない企業者。

※2 1つの排出削減事業所で3,000t-CO2/年以上の削減とし、この排出削減事業所の事業のみが補助率2分の1となる。

補助上限額 15億円

(設備導入をする1事業者あたりの応募事業の後年度分も含めた総額)

(6) 補助事業期間

事業期間：原則として3年以内

単年度事業は交付決定日から令和8年1月31日までとする。

複数年度事業は交付決定日から最終年度の1月31日までとする。

(7) 補助対象設備

ア 補助対象となる設備について

事業者ごとに現在の設備構成におけるCO2排出量と比較して、30%以上のCO2排出削減ができる設備の導入とする。

①電化・燃料転換・高効率化・熱回収等とする。(太陽光発電設備は補助対象外)

②事業者ごとの費用対効果<sup>※1</sup>が10万円/t-CO2以下であること。

③事業者ごとの投資回収年数は3年以上であること。

※1 費用対効果(円/t-CO2)は以下の算式で求めます。

費用対効果＝「各社の補助対象経費(円)の合計値」÷

「各社のCO2削減効果(t-CO2) x 法定耐用年数(年)<sup>※2</sup>の合算値」

※2 導入する設備・機器の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の業種に該当するか確認し、該当する場合は、この耐用年数を適用する。

発電設備や燃料供給設備等のエネルギー供給設備については、当該の設備・機器から電気、燃料等を供給する供給先の設備・機器に準ずる年数とする。

#### イ 設備導入の要件

補助対象となる設備導入等は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ①効率設備導入による CO2 削減効果<sup>(※1)</sup> 及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること。
- ②本補助事業実施後、償却資産として登録される機器・設備であること。
- ③導入する機器・設備が将来用機器・設備または予備設備等でないこと。  
かつ、未使用品であること。
- ④導入する機器・設備の能力（出力）は既存機器・設備の能力（出力）と同程度以下であること。
- ⑤置き換えられた既存機器・設備は撤去または稼働不能状態とすること。  
ただし、機能や能力の代替が一部に留まる等、既存設備機器を撤去・廃止することが不合理と認められる場合には、既存設備機器の継続使用を認める場合があります。
- ⑥導入後の機器・設備の年間 CO2 排出量は、基準年度の年間 CO2 排出量<sup>※1</sup>より少ないこと。

※1 CO2 排出量の算定方法は、別添 2 「CO2 排出量、CO2 削減量の考え方」を参照ください。

#### ウ 主要なシステム系統

主要なシステム系統について説明します。

一般的に工場・事業場の中には種々のシステム系統が存在します。システム系統の基本形は、[機器本体+付属設備]です。機器本体はエネルギー使用設備機器本体となります。付属設備とは、機器本体の機能を果たすために必要な燃料・電力供給設備、補機、配管、電源・制御配線等です。ただし、付属設備が無い機器本体のみの場合もあります。また、小さなシステム系統が複数集まって大きなシステム系統を構成することもあります。

システム系統の例：

- ・設備本体および配管・ダクト・配線（例：空調設備(室外機、室内機)+冷媒配管+電線)
- ・設備本体および設備本体、（例：洗濯設備+乾燥設備）
- ・システムおよび設備本体、（例：空調システム+換気設備）

- ・システムおよびシステム、(例：蒸気システム+圧空システム)

主要なシステム系統とは、各種システム系統のうち、工場・事業場において、エネルギー活動面、経費面、生産活動面で事業者が主要と考えるシステム系統のこととします。

本補助事業では、全ての補助対象設備を導入するシステム系統を選択し、主要なシステム系統を任意に定義することができます。

主要なシステム系統の例：

- ・空調システム
- ・空調システム+洗濯乾燥システム
- ・〇〇生産システム+発電システム

## エ 補助対象となるシステム・設備機器

### ①エネルギー使用設備機器

C02 排出削減に寄与する高効率化あるいは電化・燃料低炭素化した、産業・業務用設備機器や生産設備が補助対象となります。また、廃エネルギーを利用した産業・業務用設備機器や生産設備も補助対象となります。

### ②燃料・エネルギー供給設備機器

#### ㉞低炭素燃料供給設備および受変電設備

電化や燃料転換を伴う補助対象の上記①「エネルギー使用設備機器」の付属設備として低炭素燃料供給設備や受変電設備を導入する場合のみ、補助対象にすることができます。なお、同設備からの燃料や電力を補助対象外設備機器に供給した場合（今回は更新しない既存設備に将来的に供給する場合を含む。）、その供給量あるいは設備容量に応じた按分比率に基づき供給設備の補助金額を減じます。

#### ④再生可能エネルギー発電設備／再生可能エネルギー熱供給設備（太陽光発電設備は補助対象外）

以下の3つの条件を全て満たす場合にのみ補助対象になります。

- ・上記①「エネルギー使用設備機器」を、補助対象設備として少なくとも一つ導入すること。（電力使用機器に限定しない。）
- ・発電した電力および発生した熱量は、100%自家消費であること。
- ・発電能力は、上記①に該当する「補助対象設備による削減量に相当する発電量」あるいは「導入した省 C02 設備で使用する電気量」の多い方を上限とする。

※電力の排出係数は C02 削減計画書の算定方法にて定める値とする。

#### ㉟コジェネレーション発電設備

コジェネレーション発電設備は、上記①「エネルギー使用機器」とし

ての位置付けもあるので、既存発電設備の更新として導入する他、システム更新として新たに導入することができますが、発生した電力および熱エネルギーは 100%自家消費であることが必要です。既設コジェネレーションの更新であっても、上記を満たさない場合は補助対象となりません。既存設備の更新の場合、発電量は既存発電設備の発電量を上限とします。システム更新で新たに導入する場合、熱エネルギーは既設熱源設備の能力を上限とします。

### ③受変電設備

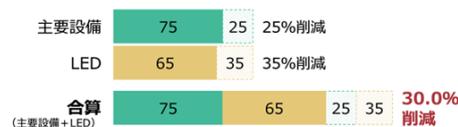
②⑦の場合に加えて、既存自家発電設備を廃止して、系統受電に切り替えることでCO2削減が図られる場合のみ補助対象としています。

### ④中小企業が既存照明の取替により導入する LED 照明設備

- ・ LED の取替は単体では補助対象外とするが、中小企業に限り主要設備の導入と併せて導入する制御機能付き LED は補助対象とする。
- ・ 制御機能付き LED の排出量・削減量は主要設備の排出量・削減量と合算して 30%以上の削減を満たすこととする（主要設備単体でも少なくとも CO2 排出量削減率は 15%を求める）。
- ・ 制御機能付き LED を導入する場合、主要設備として導入する設備の補助額を LED の補助上限額とする。

#### ■ 主要設備と制御機能付きLEDの合算の考え方 ※ グラフ内の数字はCO2排出量及び削減量を示す

##### ① 削減30%以上達成



##### ② 削減30%以上未達成



#### ■ 制御機能付きLEDの補助額について (中小企業の場合、補助率1/2)

	設備導入額	補助額
主要設備	1,000万円	500万円
LED	2,000万円	500万円

主要設備の金額が補助上限

補助対象設備とその範囲は LED 照明器具本体、それらの制御機器（管球のみは補助対象外）とする。

なお、制御機能付き LED 照明器具は、以下に該当するものとする。

種別	基準値 (照明器具について)	
	光源色	固有エネルギー消費効率 (lm/W)
・ 無線式調光制御設備 ・ 有線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100 以上
・ 人感・明るさセンサ付調光制御設備	温白色・電球色	50 以上

※太陽光発電設備（補助対象外）

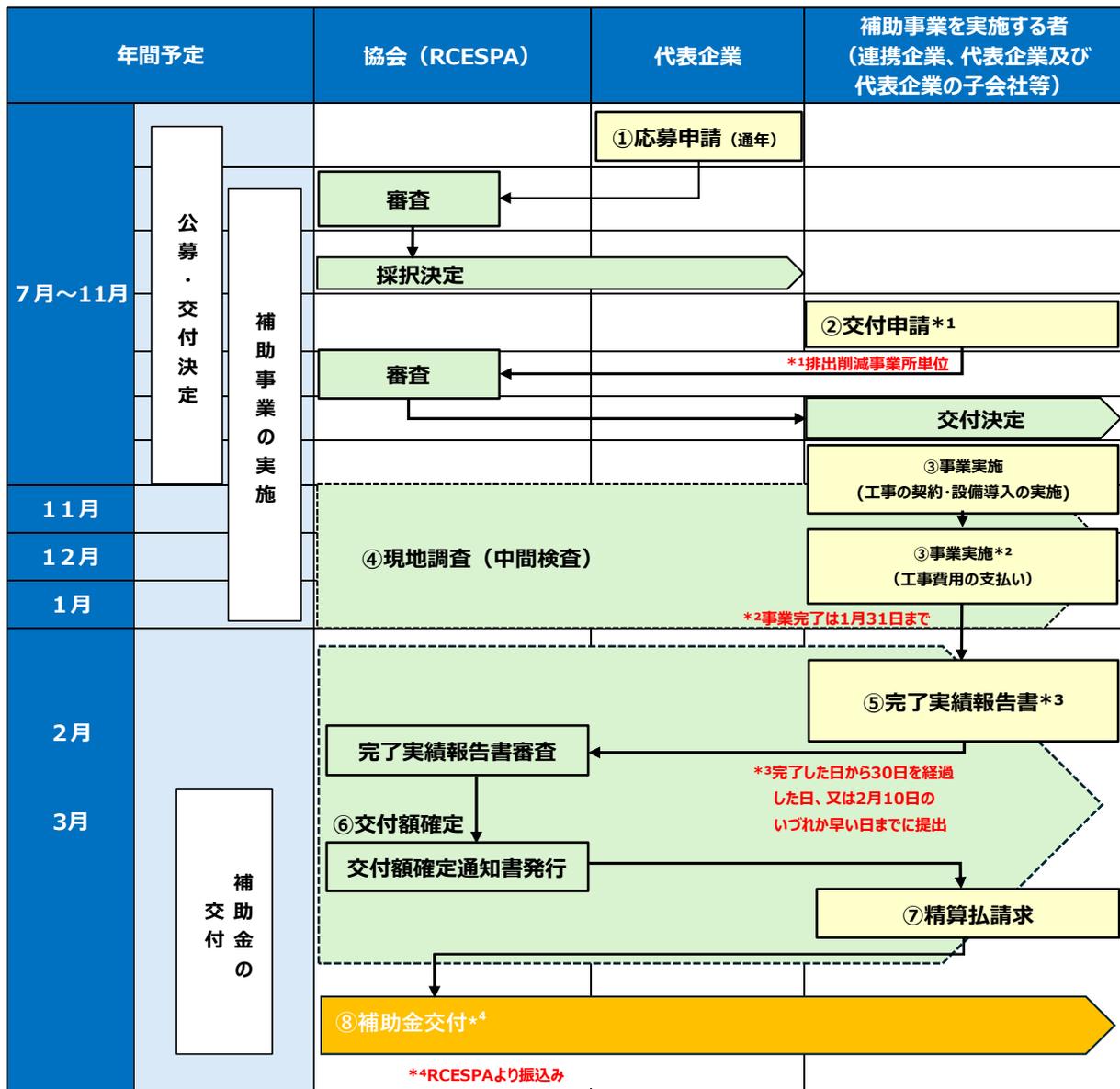
イに掲げる要件のうち、②、③の要件を満たす場合、当該導入設備により取得された電気を上記①「エネルギー使用設備機器」に該当する「補助対象設備による削減量に相当する発電量」あるいは「導入した省CO2設備で使用する電気量」の多い方を上限としてCO2削減量として算入できる（ただし、太陽光発電設備が国の他の補助金を受けている場合は削減率に算入できない。）。また、太陽光発電設備の排出量・削減量は主要設備の排出量・削減量と合算して30%以上の削減を満たすこととする（主要設備単体でも少なくともCO2排出量削減率は15%を求める。）。

#### IV. 事業スケジュール

公募から補助金交付までのスケジュールを示すとともに交付申請以降の補助事業者（自ら設備導入を行う代表企業、代表企業の子会社等、連携企業等）に関わる事項についてその概要を説明する。

##### 1. 単年度事業

事業スケジュール（単年度事業）：公募から補助金交付まで

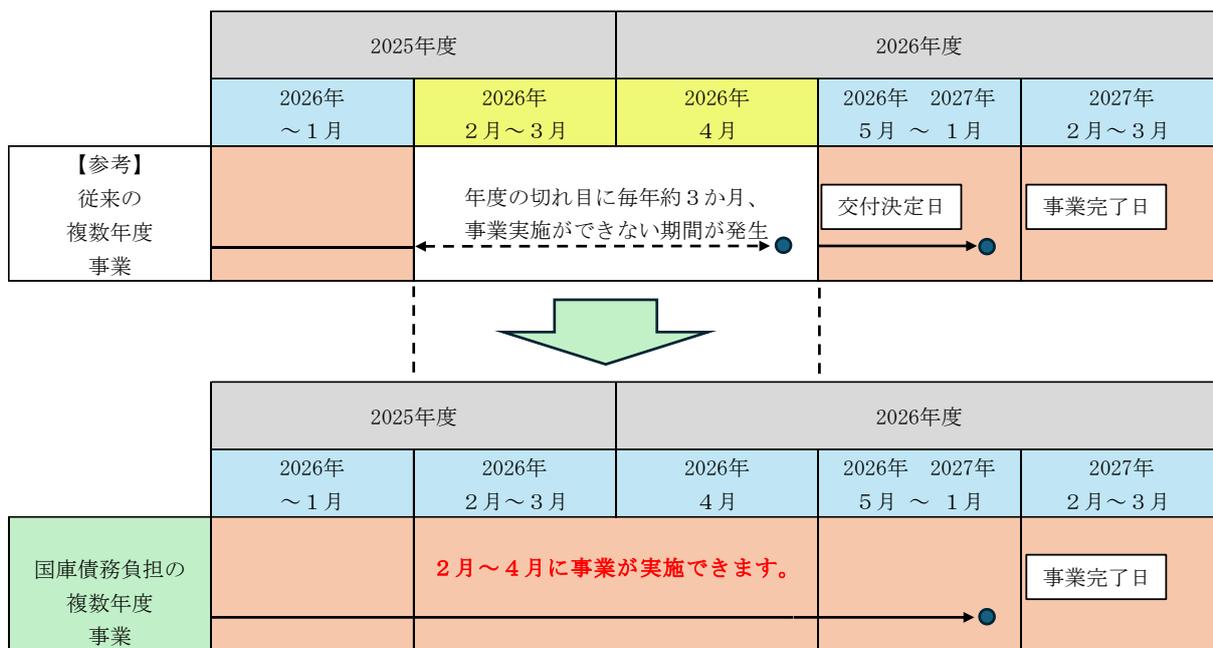


## 2. 複数年度事業

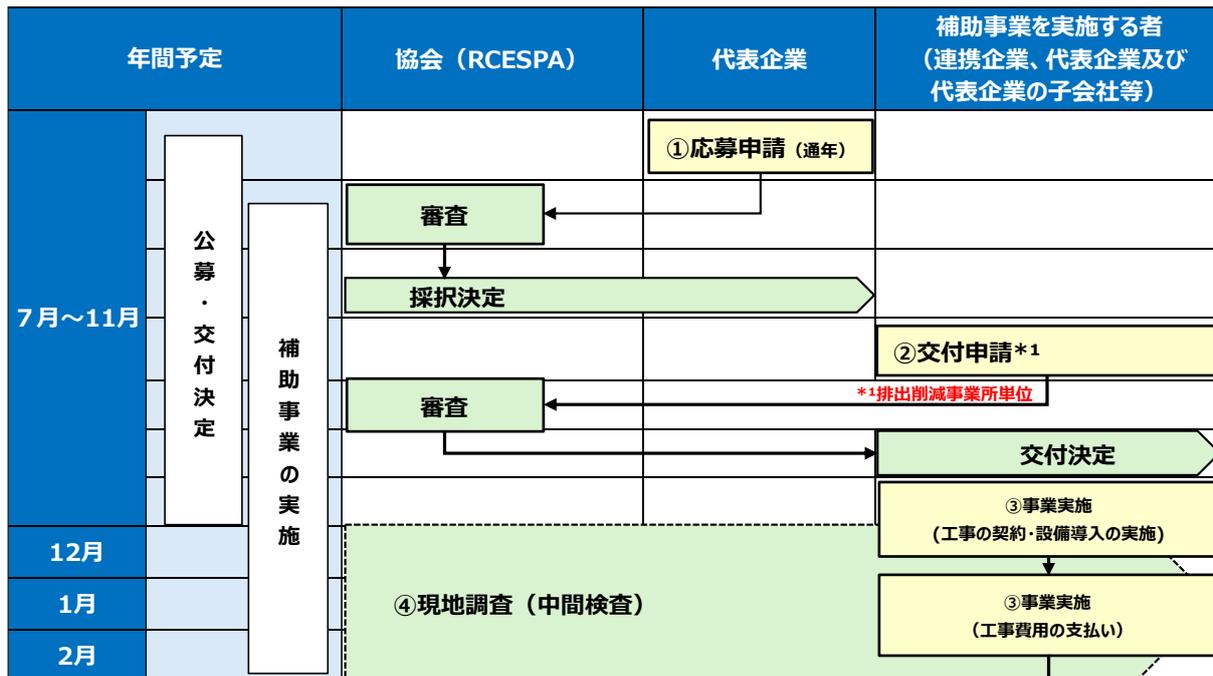
従来の国庫補助金では、投資・事業計画が複数年にわたる事業は、年度の切れ目に数か月間、事業が実施できない期間が発生していた。本補助金では、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる制度とし、複数年度事業を支援する。

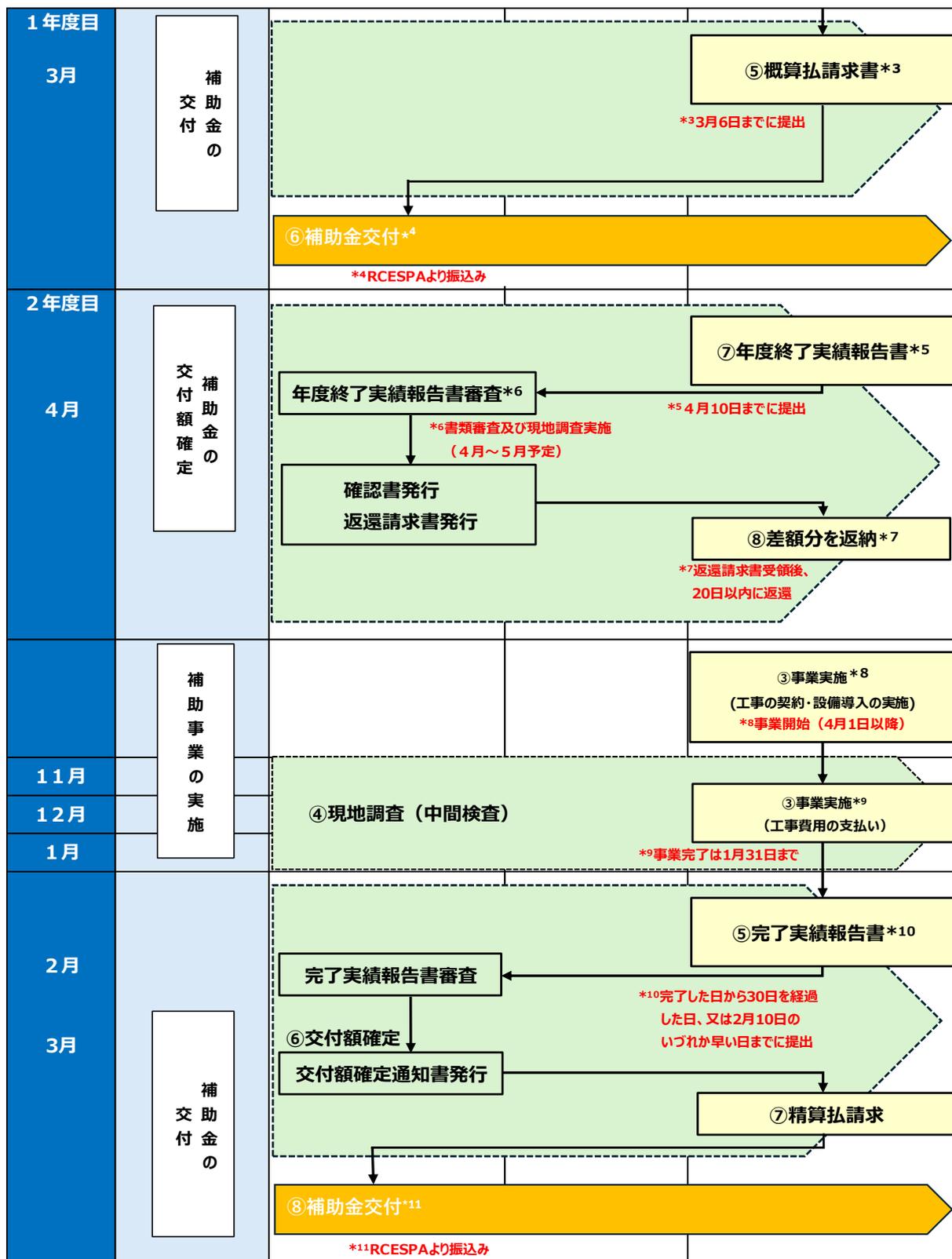
<複数年度事業（全体2年間事業）の場合>

凡例： ■ 事業実施期間



事業スケジュール（複数年度事業：全体2年間事業の例）：公募から補助金交付まで





## V. 補助対象経費

### 1. 補助対象経費

補助事業の実施期間中に行われ、補助事業に使用されたことを証明できるものであり、かつ同期間内に補助事業者の支払が完了する<sup>※1</sup>、高効率設備機器導入や電化・燃料転換を実施して二酸化炭素の排出量を削減する事業に要する、以下の経費であること。（以下、「補助対象経費」という。）

補助対象経費の詳細は、別表第1を参照ください。

- ①本工事費（材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費）
- ②付帯工事費
- ③機械器具費
- ④測量及試験費
- ⑤設備費
- ⑥業務費
- ⑦事務費

※1 支払のみ未了の場合は、同期間内に請求書が発行されている場合を含む。

※2 導入後の補助対象設備のCO<sub>2</sub>排出量の計測のための手段として導入する計測器は補助対象です。

※3 共通仮設費、現場管理費および一般管理費は、補助対象および補助対象外の両方について、合理的な考え方に基づいて求められていることが必要です。

### 2. 補助対象外経費の例

- ・ 本補助事業に使用されない機器・設備等
- ・ 交付の決定日前に契約した経費
- ・ 事業実施に直接関連のない経費
- ・ 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- ・ 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ CO<sub>2</sub>排出削減に寄与しない設備や工事のための経費（見える化機器、フェンス・保安用品、法定必需品など ※法律・条令等の規定や関連業界機関等の指針などによる工事、工事終了後の配管安全保守標示標識等、企業名等の塗装などであってもCO<sub>2</sub>排出削減に寄与しない場合、補助対象外）
- ・ 産業・業務用以外の低炭素機器（家庭用設備機器、運輸部門の設備機器等）
- ・ 蓄電池
- ・ インバータ、BEMS、FEMS（設備自身でエネルギー消費&削減する設備でないもの。エネルギー使用設備を組み合わせる場合、認められる場合がある。）
- ・ 予備品、銘板費

- ・既存設備の撤去・移設・廃棄費（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費も含む）
- ・官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・本補助金への応募・申請手続に係る経費
- ・振込手数料

※本補助事業は同種の機能と同程度の容量を有する機器の導入を要件としているため、能力増は原則として認めていません。ただし、増加する能力（出力）が必要となる合理的な理由を説明ができれば、特例として認める場合もあります（協会が合理的でないと判断した場合は、能力（出力）増にあてはまる設備は補助対象外となります。）。

### 3. 自社調達を行う場合の利益排除

補助事業の実施において、補助対象経費の中に補助事業者（代表事業者及び共同事業者）の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

### 4. ESCO の利益排除

補助事業の実施において、補助対象経費の中に ESCO 事業者の自社製品等に係る経費がある場合、上記 3. と同様の対応が必要です。更に ESCO サービス料に設備費用が含まれている場合には、ESCO サービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（ESCO 契約書（案）及び ESCO サービス料計算書）の提出が必要です。

### 5. 他補助金、減税制度の併用

国からの他の補助金等（適正化法第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」）の対象経費は含めることができません。

本補助事業に申請した事業が固定価格買い取り制度の設備認定を受けていないこと。また、財産処分制限期間中は固定価格買い取り制度の設備認定を受けないことが必要です。

## VI. 補助対象事業の選定方法

### 1. 補助事業者の選定方法

- (1) 一般公募を行い、審査を経て選定します。審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果により付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求める場合があります。
- (2) 応募者より提出された応募申請書をもとに、下表の審査項目に従い、外部有識者等から構成される審査委員会において承認された審査基準に照らした審査を厳正に行います。

その後、審査結果を踏まえ、環境省から交付を受けた予算の範囲内で補助事業の採択を行います。

※企業間で連携して Scope3 の排出量削減に資する省 CO2 設備投資の普及促進を図る事業目的を踏まえ、波及効果が顕著なモデル事業として採択をすることがあります。

#### 審査項目

1	申請する補助対象事業の CO2 排出削減量の大きさ※1
2	申請する補助対象事業の費用対効果の高さ※1
3	連携企業の数多さ
4	中小企業の数多さ
5	代表企業が、SBT、TCFD、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action、エコアクション 21、エコ・ファースト、GX リーグのいずれかについての宣言・獲得・認定取得・参画の有無、または設備更新を行う代表企業の工場・事業場が ISO14001 の認証を取得の有無
6	代表企業が、「パートナーシップ構築宣言」において、グリーン化の取組について宣言実施の有無
7	代表企業の「デコ活応援団」への参画、「デコ活宣言」実施の有無※2
8	2023 年度または 2024 年度の環境省 LD-Tech 認証製品一覧に登録された製品を使った設備導入の有無※3

※1 応募申請時に概算で算出した CO2 排出削減量または補助対象経費が交付申請の検討段階において CO2 排出削減量は 20%以上減少、補助対象経費は 20%以上増減する可能性がある場合は、交付申請前に変更申請のための応募申請書を改めて協会に提出し、承認を受ける必要があります。

※2 ①2050 年またはそれ以前のカーボンニュートラル達成など、温室効果ガスの排出削減目標を設定していること。②デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」応援団への参画及びデコ活宣言

の実施の有無、デコ活に関する取り組み。①および②の両方を満たすこと、その資料を提出すること。

※3 環境省の2023年度または2024年度LD-Tech認証製品一覧に記載されている製品を導入する場合該当します。(家庭)に分類される設備機器は加点対象になりません。

重要:LD-Tech 認証製品を導入する計画で採択され、実施段階でLD-Tech 認証製品導入を取りやめた場合、採択取消しとなる場合がありますので、留意ください。

[環境省 LD-Tech 認証制度 | 地球環境・国際環境協力 | 環境省](#)

環境省 LD-Tech 認証制度ページ内にあるLD-Tech 認証製品一覧の該当ページPDFを添付ください。

## **VII. 応募に当たっての留意事項**

### 1. 実施計画書の記載内容

提出した応募申請書の実施計画書に記載した内容については協会の許可なく変更することはできません。

### 2. 交付申請

公募により採択された場合は、設備を導入する連携企業、代表企業及び代表企業の子会社等の排出削減事業所(補助事業を行う工場・事業場)単位で補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)

令和7年度中に交付決定を受ける必要があります。

その際、補助金の対象となる費用は、原則として事業実施期間に行われる事業であって、かつ、当該期間中に支払いが完了するものとなります。なお、支払いのみ未了の場合は、工事業者の請求書の発行をもって事業完了とすることができます。

採択から交付決定までの流れは協会ホームページに掲載している「補助事業の手引き」を参照願います。

### 3. 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- (1) 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。

(2) 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

#### 4. 事業の開始について

補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては 契約・発注日が、協会の交付決定日以降となるよう注意して下さい。協会は、事業期間の適当な時期に事業が適切に行われていることを確認するために必要に応じて現地調査等を行います。

#### 5. 補助事業の計画変更等について

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）は、計画変更承認申請書を協会に提出し、承認を受ける必要があります。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請書を協会に提出し承認を受ける必要があります。

補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に協会担当者までご相談ください。

#### 6. 補助事業完了

補助事業完了は事業実施年度の1月31日までに工事並びに試運転・調整が完了し、補助対象経費の工事業者への支払いが完了したことをもって事業完了とします。なお、支払いのみ未了の場合は、工事業者の請求書の発行をもって事業完了とすることができます。この場合、補助事業者は精算払請求書を提出するまでに工事業者への支払いを証する書類（領収書等。割賦払いや手形等による支払は不可。）を協会にご提出ください。

#### 7. 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した時は、完了後30日以内又は事業実施年度の2月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書及び取得財産管理台帳を協会宛に提出いただきます。

協会は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

## 8. 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただきます。その後、協会から補助金を支払うこととなります。

協会が認める場合においては、必要に応じ、概算払請求をすることができます。

## 9. 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消し、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

## 10. 複数年度にわたる事業

- (1) 各年度の補助金上限額は、交付申請書に記載された補助金申請額となります。
- (2) 複数年度事業として交付決定された事業は、翌年度4月10日までに年度終了実績報告を協会に提出してください。
- (3) 実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。最終年度以外の場合は、概算払請求書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は年度終了実績報告時までに領収書を協会に提出することとする。最終年度の場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時までに領収書を協会に提出することとする。）、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。（設備機器及び材料の購入のみは不可とします。）
- (4) また、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。
- (5) 複数年度で事業を完成させることを前提として交付決定された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

- ・各年度の交付決定額を超える変更は不可であるが、工事工程の変更は可とします。

## 11. 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、交付規程第8条第1項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、導入に関する各種法令を遵守する必要があります。

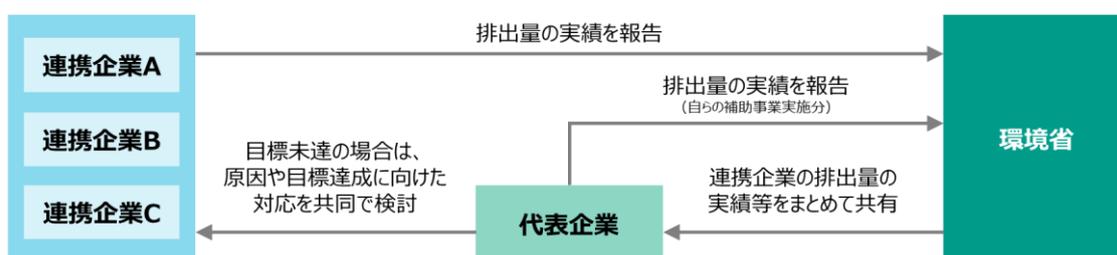
## 12. 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、交付規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供する必要があります。

## 13. 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとします。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出するものとします。あわせて、工場・事業場のCO2排出量をEEGSに登録し、その写しも提出するものとします。

- 連携企業は事業完了後の排出量を環境省に報告。環境省からその結果を代表企業に報告する。
- 目標未達の場合は、代表企業と連携企業が目標達成に向けて共同で検討。
- 代表企業がバリューチェーン企業の排出量をモニタリングし、Scope3の削減を着実に実施。



※ EEGSでの報告も義務づける。また、補助事業実施期間中の排出量もEEGSにて報告を行うこととする

### (1) 1年度

補助事業の最終年度の翌年度です。設備の導入および自主削減によるCO2削減を実施し、モニタリングも併せて実施いただきます。

### (2) 2年度

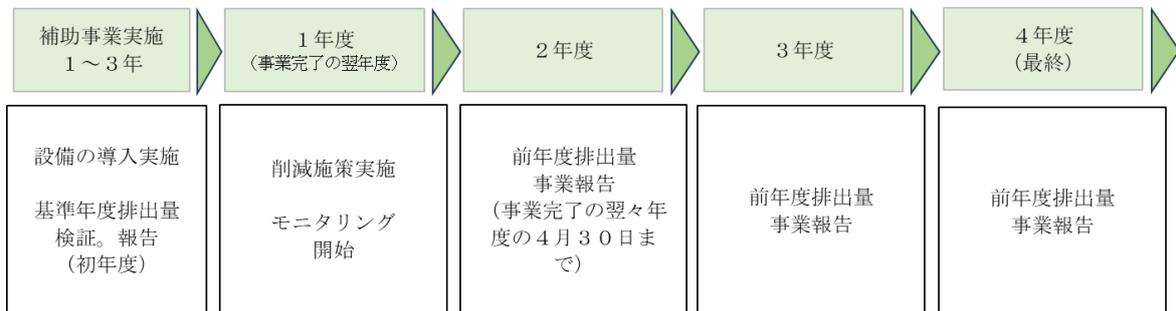
最終年度の翌々年度です。工場・事業場の1年度の事業報告を環境省が指定する者へ提出していただきます。CO2排出量はEEGSにも登録し、その写しも提出していただきます。

### (3) 3年度

最終年度から3年度目です。工場・事業場の2年度の事業報告を環境省が指定する者へ提出していただきます。CO2排出量はEEGSにも登録し、その写しも提出していただきます。

### (4) 4年度（最終）

最終年度から4年度目です。工場・事業場の3年度の事業報告を環境省が指定する者へ提出していただきます。CO2排出量はEEGSにも登録し、その写しも提出していただきます。



#### 14. 補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果（二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

#### 15. 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めてください。また、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等を行う場合は「Scope3 排出量削減のための企業間連携による省 CO2 設備投資促進事業」によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示してください。

## VIII. 応募申請方法等

### 1. 応募申請書類

応募申請書は、代表企業が作成の上ご提出ください。

応募に当たり提出が必要となる書類は、応募申請書に記載するとおりです。

応募申請書類はJ グランツ/jGrants（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）もしくは協会ホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

なお、審査過程において、必要に応じてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。

※ 個人情報の取り扱いについては、別添4「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上、ご提出ください。

表 提出書類一覧

提出書類		提出 ファイル形式	(1) 代表 企業	(2) 代表企業の 子会社等	(3) 連携 企業
1.2	様式1 応募申請書 <sup>※1※2、</sup>	Excel (分割 しないで ください)	○	(○)	—
	別紙1 実施計画書 <sup>※1、※2、※3</sup>		○	(○)	—
	別紙2 補助対象経費計算書 <sup>※1</sup>		○	(○)	—
表明書	GX 要件を満たすことの表明書 <sup>※1</sup>	Excel	○	—	—
3	既存設備及び導入する設備・技術に関する説明資料 <sup>※4</sup>	PDF 等	(○)	(○)	○
4	その他参考資料 <sup>※5</sup>	PDF 等	(○)	(○)	(○)
4-1	経費に係る根拠資料	PDF 等	(○)	(○)	○
4-2	対象設備に関するリース契約書等(案)・リース料 <sup>※6</sup>	PDF 等	△	△	△
4-3	会社概要が分かる資料 <sup>※7</sup> 及び定款又は法人登記簿	PDF 等	○	(○)	○
4-4	決算報告書 <sup>※8</sup>	PDF 等	○	(○)	○
4-5	中小企業等を証する書類 <sup>※9</sup>	PDF 等	△	△	△
4-6	その他事業内容に必要な補足資料 <sup>※10</sup>	PDF 等	△	△	△
4-7	LD-Tech 認証製品に関する資料 <sup>※11</sup>	PDF 等	△	△	△
4-8	温室効果ガスの削減目標の設定および「デコ活」に関する資料 <sup>※12</sup>	PDF 等	△	△	△

- : 応募者及び補助事業を実施する者が提出する書類  
(○) : 補助事業を実施する者のみ提出する書類  
△ : 該当する応募者及び補助事業を実施する者のみ提出する書類

- ※1 応募申請書類はJ グランツ/jGrants（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）もしくは協会ホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。  
複数シートに分かれています、各欄を漏れなく記入してください。Excel形式のまま提出してください。
- ※2 応募にあたっては、交付規程およびQ&A集を参照し、応募要件等を確認して記載してください。
- ※3 実施計画書における各欄は、必ず漏れなく記入してください。
- ※4 既存の設備および導入する設備・技術に関して以下の資料を提出ください。
- ・既存の設備の機能が記載された仕様書またはカタログ。これらが無い場合には、代替してください。
  - ・導入する高効率機器や電化・燃料転換設備の性能が記載された仕様書またはカタログ。
  - ・その他（必要に応じシステム構成図等）
- ※5
- ・代表企業が審査項目5, 6において「有」の場合、その資料のPDFを提出ください。
  - ・その他参考資料の書式は自由です。PowerPoint形式の場合は、表記内容の位置ズレ等の確認のため同じ内容をPDF形式でも提出してください。
- ※6 導入設備の所有者がリース事業者となる場合、導入設備の法定耐用年数をカバーする契約案（契約延長特約も可）となっている契約書及び補助金の交付によってリース料が減額されていることを示す計算書を提出ください。
- ※7 事業者の組織に関するパンフレット等、業務概要のわかる資料。
- ※8 経理状況説明書として直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書。
- 応募申請時点において法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。
  - 法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
  - 応募申請者が法律に基づく設立の認可を受けている場合は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要しません。
- ※9 中小企業者に該当する場合、原則該当することを証する資料を提出ください。なお、中小企業に該当する事業者の場合、法人資料で提出する財務諸表で中小企業条件を満たしている場合は、追加資料提出不要です。

※10 その他参考資料

(応募申請書に記載した内容の根拠や補足説明となる資料等)

※11 2023 年度または 2024 年度 LD-Tech 認証製品一覧の該当製品のページの写し PDF (製品該当ページの PDF を提出ください。)

※12 温室効果ガスの削減目標の設定、および「デコ活」に関する資料の PDF を提出ください。

2. 公募期間

令和 7 年 7 月 1 1 日(金) から令和 7 年 1 2 月 1 9 日(金) 1 7 時必着

※期限を過ぎて着信した申請については、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

※上記に限らず予算額がなくなり次第、受付を終了します。応募状況により予算額の残りを協会のホームページで公表予定です。

3. 提出方法及び提出先

【J グランツ/jGrants による提出方法】

「応募申請書類」(Excel・Word・PDF ファイル)を公募期間内(厳守)に J グランツ/jGrants (デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム)により提出してください。

J グランツ (デジタル庁) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

J グランツ よくあるご質問 (デジタル庁)

<https://www.jgrants-portal.go.jp/faq>

<https://fs2.jgrants-portal.go.jp/QAList.pdf>

なお、J グランツでの申請にあたっては、事前に「G ビズ ID / gBizID」アカウントの取得が必要となります。アカウントの取得には 2 週間程度必要なため、「G ビズ ID」アカウントが未取得の場合は応募手続きに間に合うようにアカウントを取得してください。

G ビズ ID (デジタル庁) <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

【J グランツを使用できない場合】

やむを得ず J グランツを使用できない場合に限り(極力 J グランツで申請してください)電子メールによる提出を受け付けます。

以下のメール件名記入例に従い、件名に応募事業名（略称）及び法人名を記入してください。また、容量により複数回で送信する場合は、件名の最後に（何通目/全体数）と記入してください。

※容量の関係で、送信にあたり多数にメール分割が必要な際は、あらかじめ協会に相談してください。（[07scope3@rcespa.jp](mailto:07scope3@rcespa.jp)）

<メール件名記入例>

【株式会社〇〇】Scope3 応募申請書提出（1/3）

<メール申請用メールアドレス>

[s-scope3@rcespa.jp](mailto:s-scope3@rcespa.jp)

※電子メール以外による提出は受け付けません。

応募申請用ファイル作成にあたっての注意

- ・ファイル名の先頭には、表 提出書類一覧の1～4と提出資料名、提出者が分かるようにしてください。  
例：1\_応募申請書（（株）●●）.excel
- ・同一区分の中で複数のファイルがある場合は、子番号を付けてください。  
例：4-1\_経費に係る根拠資料（●●設備）.pdf  
4-3\_会社概要（（株）●●）.pdf
- ・指定のファイル形式で作成できない場合は、提出前に協会に問い合わせたうえで送信してください（協会受領後、開けないことを避けるため）。

#### 4. お問い合わせ

<問合せ受付期間>

令和7年7月11日(金) から令和7年12月12日(金) 12時まで

<問合せ先>

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

問い合わせ用メールアドレス：[07scope3@rcespa.jp](mailto:07scope3@rcespa.jp)

<問合せ方法>

問合せは、原則電子メールを利用し、記載例に従い、件名に法人名を記入してください。

<メール件名記入例>

【株式会社〇〇】Scope3 事業について問合せ

※Q&A集を参照の上、問合せください。

## IX. その他留意事項等

### 1. 補助金の経理について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間又は2. で定める期間を経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

### 2. 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。完了実績報告書の提出時に、様式第11による取得財産等管理台帳も提出してください。

なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

### 3. 交付規程第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとします。

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

4. 補助事業で導入した設備及びシステムについては、導入後、別途環境省における委託事業において実証データの取得・分析等の実施を予定しています。その際は、当該委託事業へ協力をお願いします。

5. 会計検査院による実地検査

補助事業に係る補助金の使途について、補助事業完了後、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から、会計検査院による実地検査が行われる場合がありますので、補助対象経費の根拠資料（領収書等含む。）、申請書を含む補助事業の手続きに係る申請書類等は、適正に整備・保管の上実地検査に対応ください。

6. 申請書に記載されている情報

- ・申請書に記載された情報は、環境省、協会及び環境省が指定する団体限りの取り扱いといたします。
- ・採択された法人名、事業場名及び事業場所在地は公表いたします。
- ・CO2削減計画書の一部は、原則として環境省が公表する予定です。

7. CO2削減効果の事例紹介

CO2削減効果については、環境省において効果的なCO2削減対策の取りまとめ、CO2削減対策としての高効率設備機器導入の把握・普及広報活動を行っています。補助事業に採択された法人については、個別事例紹介のお願いをすることがありますので、ご理解とご協力をお願い致します。

8. その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

別表第1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費  (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件

事務費	事務費		<p>費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="470 958 1396 1153"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

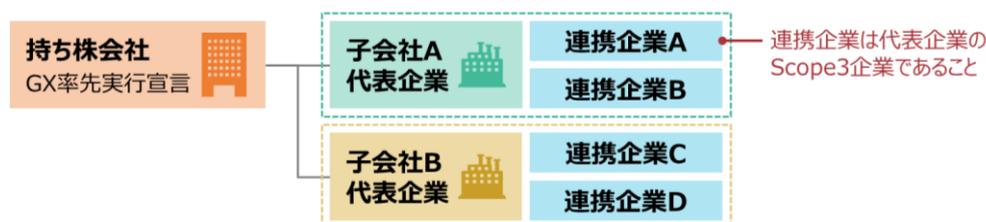
別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・ 職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

## 別添1 事業参画者の詳細要件

### <代表企業・連携企業>

- ①代表企業は、グループ会社含め他社の連携企業にはなれない。
- ②連携企業として交付申請した事業者は、その年度は代表企業にはなれない（連携企業として令和7年度—令和8年度に事業を行っている場合、令和8年度に新たな事業としての代表企業になることは可能である。）。  
※なお、令和8年度事業においては、本予算事業に係る令和8年度予算が成立されることが前提である。
- ③代表企業になると、その年度は取り下げできない。
- ④代表企業は、連携企業2者以上とCO2排出削減計画についての合意を締結し、交付申請した連携企業2者以上が年度内に交付決定を受けなければならない（連携企業2者以上が交付決定に至らなかった場合、連携企業1者がすでに補助金交付決定済であっても交付決定を取り消す可能性がある。）。
- ⑤代表企業は、「GX 率先実行宣言」のいずれのグレードでもなることは可能である。
- ⑥持ち株会社が「GX 率先実行宣言」を行っている場合、子会社が代表企業になることは可能である。  
※連携企業となれるのは代表企業となった子会社のScope3企業に限る。



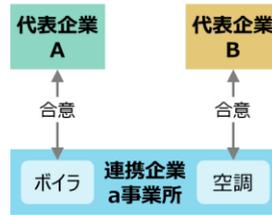
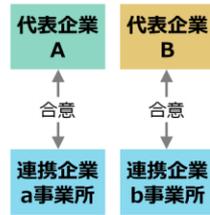
- ⑦連携企業の1つの「排出削減事業所（補助事業を行う工場・事業場）」は、1つの代表企業とのみCO2削減の合意を交わし、交付申請が可能である。ただし、別事業所であれば、異なる代表企業の連携企業となることは可能である。
- ⑧代表企業の2次サプライヤー等が申請する場合は、代表企業（と1次サプライヤー）と2次サプライヤーがCO2削減の合意を交わすことで、2次サプライヤーは交付申請が可能である。  
※その場合、1次サプライヤーが本事業の交付申請を行うことは必ずしも必要無い。

**連携企業の1つの事業所は1つの代表企業と締結可能**

**2次サプライヤーと締結する場合**

○ 下記は可

✕ 下記は不可  
(連携企業の1つの事業所は  
1つの代表企業とだけ紐付け)



3社で合意書を締結  
(代表企業-2次サプライヤーのみでも可)



<代表企業の子会社等>

代表企業の子会社等は、以下に該当する企業であること。

- ・ 連結財務諸表の作成義務がある代表企業においては、連結財務諸表における子会社及び関連会社
- ・ 連結財務諸表の作成義務がない代表企業においては、連結財務諸表における定義において子会社及び関係会社となる企業および社会通念上代表企業の支配を受けていると考えられる企業

これらの企業は、「代表企業の子会社等」として本事業に参画することが可能ですが、連携企業としての参画はできません。

## 別添2 CO2 排出量、CO2 削減量の考え方

### 1. 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスにはCO2以外のもの（メタン等）も存在しますが、本補助事業で算定対象とする温室効果ガスはエネルギー起源CO2のみです。CO2以外の温室効果ガスはCO2等価換算しても対象としません。また、非エネルギー起源CO2は対象外です。

### 2. 算定の範囲

応募申請書「別紙1-3 企業間連携の概要」に記載いただくCO2排出量の算定は、設備導入の対象となる既存機器・設備からの排出量を記載いただきます。

### 3. 算定方法

#### (1) エネルギー起源CO2排出量

次の式で算定します。

$$[\text{年間CO2排出量}] = [\text{年間エネルギー使用量}] \times [\text{排出係数}]$$

※年間エネルギー使用量とは、以下のものをいいます。

- 燃料の使用の場合：[年間燃料消費量]
- 電気の使用の場合：[年間電力使用量]
- 熱の使用の場合：[年間熱使用量]

※「排出係数」について

- 燃料または電気の使用の場合

「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞  
F：省エネ設備用」（環境省）（令和7年3月）5ページに掲載の排出係数をご利用ください。

掲載 URL：<https://www.env.go.jp/content/000301613.pdf#page=06>

- 熱の使用の場合

「SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン」（環境省）（令和7年6月5日）II-15ページに掲載の排出係数をご利用ください。

掲載 URL：[https://rcespa.jp/wordpress/wp-content/uploads/R7\\_scope3\\_SHIFTjigyoku\\_monitaringu\\_guideline\\_20250904.pdf#page=63](https://rcespa.jp/wordpress/wp-content/uploads/R7_scope3_SHIFTjigyoku_monitaringu_guideline_20250904.pdf#page=63)

※最新の資料で規定されているものをご利用ください。

※電気事業者から供給された電気の使用および熱供給事業者から供給された熱の使用に関する排出係数は、デフォルト値のみ使用可としている点にご注意ください。

※年間エネルギー使用量については、購買伝票等の根拠資料を合わせてご提出ください。

## (2) 年間 CO2 削減量

本補助事業では、補助対象の設備機器やシステムシステムの更新による CO2 削減効果が、CO2 排出削減量となります。

次の式で算定します。

$$\begin{aligned} \text{[年間 CO2 削減量]} &= \text{[基準年度(設備更新前)の年間 CO2 排出量]} \\ &\quad - \text{[目標年度排出量(設備更新後)の年間 CO2 排出量]} \end{aligned}$$

※基準年度の年間 CO2 排出量は、令和 6 年度または直近 3 年間の平均値のいずれかとし、(3 年間の場合、本年度の基準年度排出量は令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度の 3 年とします。)

※設備更新後の機器・設備のエネルギー使用量は、個別のメーターを設置してください。(補助対象機器をグループでまとめて計測することでもかまいません。)

※主要なシステム系統に係るエネルギー消費量の計測または算定手段を必ず確保してください。

※CO2 削減対策の効果算定については、環境省の「設備更新等による CO2 削減効果の算定ツール」をご利用ください。

掲載 URL : <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kojojigyojo.html>

この算定ツールで算定困難な場合は、原則として「SHIFT 事業 CO2 削減対策の効果算定ガイドライン」(環境省)(令和 6 年 1 月 17 日)に則って、算定を実施してください。

掲載 URL : <https://shift.env.go.jp/files/offering/2024/sf05Hf3.pdf>

※効果算定の計算過程・計算式等は成果報告書に添付してください。

お問い合わせについては、メール ([07scope3@rcespa.jp](mailto:07scope3@rcespa.jp)) にて協会までご連絡ください。

別添3 (参考) 提出する必要はありません。

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間及び完了後の将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、交付申請書の提出をもって誓約します。

#### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

## 別添4

### 個人情報のお取り扱いについて

応募様式にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人地域循環共生社会連携協会は、記入いただきました個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

1. ご記入いただいた個人情報は以下の目的に利用します。  
令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（Scope3 排出量削減のための企業間連携による省 CO2 設備投資促進事業）の運営管理のための連絡
2. ご記入いただいた個人情報の利用について
  - (1) 1. に示す利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は改めて目的をお知らせし、同意を得ることとします。
  - (2) 1. に示す目的のため、本補助金の交付元である環境省へ提供する場合があります。

更新履歴（事務局使用欄）

更新日	頁	項目	更新内容
7月11日 初版		—	—
10月2日 2版	43	3. (1) エネルギー 起源 CO2 排出量	最新の「SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン」規定に変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間エネルギー使用量(燃料の使用の場合)の定義を変更</li> <li>・[単位発熱量]をガイドライン規定から削除</li> <li>・[排出係数]の掲載 URL を追加</li> </ul>